**1.会長所信表明及び新執行部人事の発表**

理事会議事録　　　　　　　　　　　　　　　　　　**平成30年度第一回　平成30年8月10日（金）　20：00～21：00**

佐藤清人会長（H元年卒・第4期生）より就任挨拶があった。

「香川大学医学部医学科卒業生の状況は、平成19年に薬理学の西山成教授が初めて母校の教授に就任されて以来、続々と同窓生が教授になられ、今年7月には泌尿器科学の杉元幹史教授が就任されました。12名の母校教授が活躍されており、同じ同窓生として大変誇らしく思いますし、頼もしい限りです。その一方で県内の公立病院の院長は同窓生はわずかで、まだまだ香川の地域医療は京都大学、岡山大学や徳島大学といった歴史のある大学や自治医科大学からの人材にかなり大きく依存しているというのが現状ではないかと思います。将来、同窓生で香川の地域医療を支えていくことが出来るようになるためには、母校や行政としっかり連携をして、毎年一人でも多くの卒業生が香川に残って活躍してもらえる環境作りを整えるしかないと考えております。これまで長年、濱本先生や髙橋先生、あるいは執行部、理事の皆さんが同窓会活動の根幹として取り組んでこられました、大学・医学部附属病院運営への協力、特に卒後臨床研修センターへの協力が重要と考えておりますが、同窓生のプロモーションへのサポート等々、しっかり継承しつつ、透明性の高い変革を恐れない組織作りを目指して参りたいと思いますので会員の皆さんのご理解とご支援を宜しく御願いします。」

挨拶後、前年度執行部が留任することが報告された。

**2.理事長選出**

事前に新年度理事から行ったアンケートで推薦が一番多かった大西宏明先生に、理事会から承認の拍手とご本人の承諾をもって、今年度も引き続き理事長に就任いただくことが決定した。

大西先生より「香川大学ができてまだまだ新しく、今日、ご出席の先生方が比較的年齢が上の方であり、どちらかといえば指導的立場の方が多いかと思われます。讃樹會、理事会、全体は進歩していると思います。微力ではありますけども、引き続き理事長を務めさせていただきたいと思います。」との再任の挨拶があった。

**3.常任委員会委員長選出**

4つの常任委員会への理事の希望に基づいた振り分け案が事務局から提示され、拍手によって承認された。引き続き、各委員会の一番上の卒年の先生が委員長に就任いただくという通例に従って、監査委員会（形見先生）、選挙管理委員会（植村先生）、懲罰委員会（河井先生）、定款委員会（横井先生）にお願いすることとなった。

**4.研究助成金及び研究奨励金の審査・決定**

今年度の選考過程説明が筒井学術局長に代わり、大西議長から読まれた。外部評価委員の採点表に基づき、理事会の承認の拍手により、研究助成金は立石健祐先生(H13年卒)、研究奨励金は尾崎太郎先生（H21年卒）の受賞が決定した。

また、申請書の略歴、申請者の主要論文の記載欄の書き方の順番等について、外部評価委員の藤田守先生よりご指摘があり、審議の結果、以下のように決定した。

●略歴、主要論文の記載欄に関してその順番は、科研の書式に従って、新しいものが上、現在から過去に遡って記載することとする。

●主要論文の記載欄における論文の著者名は、非常に大人数の場合もあるので全て書く事は求めず、申請者よりも前の著者を全員、つまり申請者までを記載することとする。

**5.学会助成金の審査・決定**

小児科から次年度の申請が1件あり、国際的なカンファレンスで300名という規模であることから、要項の計算式により、20万円の助成が決定した。今年度の学会助成金は5月の総会時に審議した2件に決定しており、今回の申請は次年度の助成枠についての申請であり、来年度予算からの交付となることが確認された。

学会助成金の要項に関しては、継続審議になっており、規模の大きい歴史のある大学とは異なり、新しい大学であり、人の成長もめざましく進んでいる過程なので、年々状況も変化していると思われ、一番いい方法は何かということを今後も、執行部並びに理事会で決めていきたいと、議長から補足説明があった。

**6.学生支援（競争的資金）の審査・決定**

今年度から開始された試行段階の助成制度であり、要項の助成枠5件のところ6件の応募があったことから、採択する前に、枠数と審査方法につき検討された。

部活動に関係した申請が2件あり、部活動に対しては大学からの援助があるのではとの疑問があがったが、募集要項には除外についての記載はないことから、全てを審査対象とすることが確認された。規定の5枠を厳守するかどうかが審議されたが、目的に、競争的資金獲得とあるため、申請者も承知していることであり、規程通りに5枠を採択することとなった。

採択するための審査基準としては、本助成の申請書は、科研の申請書とは異なり、履歴書の書き方に近いものであり、いわゆるアイーダの法則に則った、最低限の内容が必要であるという意見が出された。審議方法は、そういった基準を満たしているかどうかをもとに各理事が、1件ずつ合格・不合格を決め、理事の過半数の合格の挙手があれば採択することとなった。上限は5件とし、それに満たない場合もありうるともした。

以上より、今回の申請に対して5件が採択された。また、次年度以降は申請が増えることが予想されるため、申請に対して合格・不合格を示すと同時に点数をつけ、合格・不合格の足切りを行った後は、残った合格者の中から点数の多い順番に5名を選ぶ形にすることとなった。

**7.その他**

最後に、9月27日開催の香川支部懇親会についての周知が行われた。